



丹篠経第51号
令和5年6月29日

丹波篠山市監査委員 酒井 加世子 様

丹波篠山市監査委員 隅田 雅春 様

丹波篠山市長 酒井 隆 明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
上下水道部（経営企画課、上水道課、下水道課）
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）
- 3 監査の期間
令和3年9月1日～令和4年1月26日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|--------------|-------|--------------|----------|--------|-------|---------|--------|-------|----------|-------|-------|
| 監査結果 報告日 | 令和4年1月26日 監査結果報告 | | | | | | | | | | | | |
| 対象監査 | 令和3年度 定期監査 | | | | | | | | | | | | |
| 対象部署等 | 経営企画課 | | | | | | | | | | | | |
| 対象事項 | (意見) ①上下水道料金の納期内納付の徹底について | | | | | | | | | | | | |
| 指摘等 内容 | 上下水道料金の納付期限を超過した未納者に対して、督促状や催告書の発送などの事務費が毎月約6万円支出されている。この費用は他の使用者の料金で賄われていることから、少しでも経費を削減できるように、口座振替の利用促進やスマートフォンを利用した電子決済サービスなどの納付方法を周知して、納期内納付の徹底に努められたい。 | | | | | | | | | | | | |
| 改善措置 通知日 | 令和5年6月29日 改善措置通知 | | | | | | | | | | | | |
| 改善措置 内容 | <p>口座振替利用促進を図るため、ホームページや市民ガイドブックにて口座振替利用促進に係る広報を行っています。また、上下水道部料金コーナーにおいては、平成29年度から口座振替受付サービス（ペイジー）を導入しており、口座振替契約に係る申込者の事務負担を軽減するなど、来庁者に口座振替の利用を推奨しています。</p> <p>また、スマートフォンを利用して納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができる電子決済サービスやコンビニエンスストア納付により、納期限内であれば24時間いつでもどこでも納付ができるように納付環境の向上に努めてきています。</p> <p>引き続き、今後におきましてもホームページや市広報誌、窓口案内などを通してこれらの納付方法を周知して、納期内納付を推進していきます。</p> <p><参考></p> <table border="0"> <tr> <td>口座振替件数</td> <td>64件の増</td> <td>(令和4年度・前年対比)</td> </tr> <tr> <td>コンビニ収納件数</td> <td>131件の増</td> <td>(")</td> </tr> <tr> <td>スマホ決済件数</td> <td>128件の増</td> <td>(")</td> </tr> <tr> <td>ペイジー受付件数</td> <td>20件の増</td> <td>(")</td> </tr> </table> | 口座振替件数 | 64件の増 | (令和4年度・前年対比) | コンビニ収納件数 | 131件の増 | (") | スマホ決済件数 | 128件の増 | (") | ペイジー受付件数 | 20件の増 | (") |
| 口座振替件数 | 64件の増 | (令和4年度・前年対比) | | | | | | | | | | | |
| コンビニ収納件数 | 131件の増 | (") | | | | | | | | | | | |
| スマホ決済件数 | 128件の増 | (") | | | | | | | | | | | |
| ペイジー受付件数 | 20件の増 | (") | | | | | | | | | | | |
| 改善措置 公表日 | 令和5年6月29日 改善措置公表 | | | | | | | | | | | | |

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

| | |
|---------|---|
| 監査結果報告日 | 令和4年1月26日 監査結果報告 |
| 対象監査 | 令和3年度 定期監査 |
| 対象部署等 | 経営企画課 |
| 対象事項 | (意見) ②経営戦略及び水道ビジョンの見直しについて |
| 指摘等内容 | <p>上下水道事業をとりまく状況は、人口減少や節水型器具の性能向上などにより有収水量が減少し料金収入が減少している。その一方で、水源開発や水道施設整備、短期間での下水道事業を整備したことなどの大型事業による企業債の支払利息や減価償却費などの固定的な経費が大きな負担となっている。</p> <p>また、令和2年度末の企業債残高は上水道事業103億円、下水道事業217億円、公営企業全体で320億円余りとなっており、今後も企業債の償還が大きな負担となっている。</p> <p>経営戦略が策定されてから5年、水道ビジョンが策定されてから10年が経過し、次期計画の策定が現在進められているが、厳しい経営状況のなかで今後も事業が健全で安定して継続していくために、施設の統廃合などによる維持経費の削減、資金の確保を実現し、安定した経営が具現化するような計画を策定されたい。</p> |
| 改善措置通知日 | 令和5年6月29日 改善措置通知 |
| 改善措置内容 | <p>平成24年度策定「水道ビジョン」(計画期間10年間:平成23年度~令和2年度)、及び平成28年度策定「水道事業経営戦略」・「下水道事業経営戦略」(計画期間10年間:平成28年度~令和7年度)により健全な経営に向けて取り組んでいます。</p> <p>令和3年度には、水道事業については、「水道ビジョン」が計画期間を終えたこと、及び経営戦略策定から5年を経過し中間見直しの時期を迎えたことから「水道事業経営戦略」の見直しを進めてきました。また、下水道事業についても、経営戦略策定から5年を経過し中間見直しの時期を迎えたこと、及び平成31年度から公営企業会計に移行したことを踏まえて、見直しを進めてきています。</p> <p>現在、両事業の経営戦略については、令和5年度策定予定の市財政運営計画との整合を図ることとしていますので、令和4年度決算を反映した形で改定作業を進めており、改定しましたら改めて報告させていただきます。</p> <p>なお、両事業とも計画期間10年間(令和5年度~令和14年度)としており、人口減少や物価高騰等により厳しい経営状況が続く中ではありますが、施設更新工事等の平準化を図りながら持続可能な経営を行っていきます。</p> |
| 改善措置公表日 | 令和5年6月29日 改善措置公表 |

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

| | |
|---------|---|
| 監査結果報告日 | 令和4年1月26日 監査結果報告 |
| 対象監査 | 令和3年度 定期監査 |
| 対象部署等 | 上水道課 |
| 対象事項 | (意見) ①管路の更新について |
| 指摘等内容 | <p>本市の水道本管(口径φ50以上)は総延長665キロメートルあり、そのうち法定耐用年数を経過しているものは約10%となっている。本市では4町合併の平成11年前後に下水道事業の整備に合わせて更新した管路が多数存在しており、将来これらの更新が同じ時期に集中するため、更新費用の負担が大きくなるのが懸念されている。</p> <p>今後の効率的な事業運営を行うため、漏水調査などの有収率の向上対策とともに老朽管の更新を平準化するなど計画的に取り組みたい。</p> |
| 改善措置通知日 | 令和5年6月29日 改善措置通知 |
| 改善措置内容 | <p>令和3年度末時点の配水管等の管路延長は約663kmで、そのうちの約70km(全体の10.5%)が法定耐用年数を経過しており、今後10年間で約155km(全体の23%)が更新時期を迎えます。また、1990年代に下水道事業などの整備に合わせて更新した管路は約320km(全体の48%)あり、令和17年度以降には耐用年数を超過した管路施設が増加していきます。</p> <p>このため、これらの法定耐用年数を経過する管路更新については、法定耐用年数を超過して使用している例を踏まえて管種ごとに耐用年数を考慮し、漏水の発生が多い硬質塩化ビニル管(VP管)は法定耐用年数の40年を目途に管路更新を行い、漏水の発生が少ない铸铁管などは法定耐用年数の1.5倍から2倍の60年から80年を目途に更新を行って、更新時期が集中しないように平準化を図りながら計画的な更新工事を実施していきます。</p> <p>また、配水区域全体の漏水調査と従来から取り組んでいる夜間最小流量の監視を行い、潜在的な漏水の発見と夜間配水流量の増加による漏水調査の実施や修繕工事を迅速に行い、有収率の向上と大規模漏水や断水の未然防止に努めていきます。</p> |
| 改善措置公表日 | 令和 5 年 6 月 29 日 改善措置公表 |

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

| | |
|---------|--|
| 監査結果報告日 | 令和4年1月26日 監査結果報告 |
| 対象監査 | 令和3年度 定期監査 |
| 対象部署等 | 下水道課 |
| 対象事項 | (意見) ①不明水対策について |
| 指摘等内容 | 平成29年度の定期監査において意見をした不明水対策について、平成29年度に職員自らによる目視検査、令和2年度に汚水管路内のカメラによる検査を実施し、汚水管路の老朽化した継手の不良箇所から地下水や雨水の侵入が確認されている。地下水や雨水の流入は有収水量の低下につながり、処理場の能力を超えることで機器の不調や公共水域への汚水流出などを招く懸念がある。 このため、不明水の対策について、計画の策定及び管路の改築など最善で最適な方法を検討し、早急に取り組みを進められたい。 |
| 改善措置通知日 | 令和5年6月29日 改善措置通知 |
| 改善措置内容 | 下水道管に侵入する雨水や地下水のことを不明水といいます。不明水が発生すると、下水道能力を超えた水量が発生して施設への負担が大きくなるとともに、下水処理費用についても増加してしまうため、不明水による変動が大きい処理区では不明水調査の実施と適切な改善工事を行う必要があります。 昭和58年に供用した篠山処理区などには、下水道管に約40年を経過したコンクリート製のヒューム管があり、継ぎ手の不良箇所などから不明水の侵入があることから、令和2年度に管路内をTVカメラで調査して、令和3年度にこの結果をもとに劣化が著しい箇所についての管路更生工事の設計を行いました。 不明水対策工事については一定の事業費が必要なことから、令和4年度から6カ年の計画で管路の更生工事を進めています。令和4年度は篠山処理区内の約90mを管路更生工事を行いました。 |
| 改善措置公表日 | 令和 5 年 6 月 29 日 改善措置公表 |

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

| | |
|---------|---|
| 監査結果報告日 | 令和4年1月26日 監査結果報告 |
| 対象監査 | 令和3年度 定期監査 |
| 対象部署等 | あさぎり苑（監査実施時担当部署：下水道課） |
| 対象事項 | （意見） ②汚泥乾燥施設のあり方について |
| 指摘等内容 | <p>あさぎり苑内にある汚泥乾燥施設は、市内の各処理場から出る汚泥の乾燥施設として稼働を始めて約10年が経過し、機器類の補修など維持管理費が年々増加している。また、運転管理を行う職員もこの先数年で不足する状況にあり、民間への委託など検討されているが、今後は機器等の更新時期も控えており、さらに費用の負担は大きくなる。</p> <p>したがって汚泥乾燥施設の運転管理及び機器等更新にかかる費用対効果と市内全体の汚泥処理及び下水処理施設の有効活用を総合的に検証し、今後の汚泥乾燥施設のあり方について廃止や改築など十分に協議・検討を重ねて方向性を導かれない。</p> |
| 改善措置通知日 | 令和5年6月29日 改善措置通知 |
| 改善措置内容 | <p>汚泥共同処理事業は、公共下水道やその他の汚水処理施設で共通する汚泥処理を一体的に処理することで、効率的な運営をしようとするものです。平成24年よりあさぎり苑の一部に乾燥施設を設置して、市内の下水道で発生する脱水汚泥を集約して乾燥することで、汚泥の減量化を図り汚泥処分費の削減に努めています。</p> <p>一方、乾燥施設の運転管理に係る技術員の減少や今後必要となる改築・更新費用を考慮した時、下水道事業の負担が大きくなることから、令和4年からあさぎり苑内の汚泥乾燥施設の今後のあり方や運営方針について、稼働後の事業効果と今後の費用対効果などの整理・検証を行い、事業継続の可否について協議、検討を進めています。</p> |
| 改善措置公表日 | 令和 5 年 6 月 29 日 改善措置公表 |

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。